

社会福祉法人香川県共同募金会顕彰規程細則

香川県共同募金会顕彰規程第3条第1項に規定する標準額は、下記のとおりとする。

寄付者区分	標準額
個人	2万円以上
法人	5万円以上

ただし、3年以上連続して、上記標準額の2分の1以上の金額を寄付したものについては、対象とする。

附 則

この細則は、昭和39年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成6年4月1日からとする。ただし、経過措置として、当分の間、従前の例によることができる。

附 則

この細則は、平成24年度募金から適用する。

附 則

この細則は、平成26年度募金から適用する。